

第6章 地域との連携による避難支援体制の整備について

1 基本的な考え方

発災時に円滑かつ迅速に避難支援を実施するためには、平常時から住民同士の顔の見える関係を構築するなど、地域の防災力を高めておくことが必要である。そのため、地域の特性や実情を踏まえつつ、防災や福祉、保健、医療、地域づくり等の各分野間の関係者や機関同士が連携して取り組むこととする。

2 避難支援体制

(1) 避難行動要支援者市内連絡会議の設置（※現在の4課会議のこと）

発災時から避難生活まで組織的な避難行動要支援者対策ができるよう、避難行動要支援者名簿や個別避難計画に係る作成・活用方針等及び地域防災計画に盛り込む事項、役割分担などを検討し、平常時から決定、共有することを目的とする。

主 宰：福祉保健部福祉総務課

対象者：総務部危機管理課、自治振興部地域政策課、消防本部

(2) 地域調整会議（仮）の開催

避難支援団体等関係者で、避難支援等に必要な情報を共有し、避難支援等に関する調整を行うことにより、共助の推進につなげる。

主 宰：福祉保健部福祉総務課

対象者：市内の避難支援団体等

(3) 要配慮者、避難支援等関係者を対象とした研修の実施

市は、高齢者、障がい者自身が避難について考え、災害が発生又は発生するおそれが生じた場合、自らの身を守るための主体的な行動をとることができるよう、研修等を通じて促すとともに、地域の防災力の質を高めるため、避難支援等関係者自らの生命及び安全を守りつつ、要支援者の命を守ることに協力してもらえらる人材を育成するための研修を実施する。

3 避難行動支援に係る地域づくり

住民相互の助け合いを促し、避難支援等の体制を構築するために、平常時から地域づくりを進めておくことが重要である。このため、市や避難支援団体等は、要支援者も含め、普段から住民同士が顔の見える関係を構築することを促し、避難支援等関係者を拡大するための取組を促進する。

その際、防災に直接関係する取組だけでなく、日常のさまざまな事業の中で要支援者が地域社会で孤立することを防ぎ、要支援者自身が地域に溶け込んでいくことができる環境づくりに努めることや、地域で行われている様々な事業やボランティアとの連携を検討する。

4 防災訓練

作成した各名簿及び個別避難計画を活用したり、障がい者団体等と連携したりするなどして、企画段階から要支援者の防災訓練への参加の機会を拡充する。要支援者が訓練に参加することは、各参加者が、例えば車いすなどへの対応を実際に経験することにより、要支援者について理解する観点からも重要である。